

会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和2年9月10日(木) 開会 午前 9時00分

閉会 午前 9時47分

出席者 委 員 委員長 永 田 武 志

森 戸 雅 孝 大 谷 好 一 茂 呂 健 市

福 富 善 明 大阿久 岩 人 小 堀 良 江

傍 聴 者 川 上 均 大 浦 兼 政 古 沢 ちい子

青 木 一 男 内 海 まさかず 針 谷 育 造

氏 家 晃 入 野 登志子 千 葉 正 弘

白 石 幹 男 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

梅 澤 米 満 福 田 裕 司

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 佐 山 美 枝

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建設部長	澁江和弘
都市整備部長	宇梶貴丈
上下水道局長	田中修
道路河川整備課長	河田正雄
公園緑地課長	芳野英明
市街地整備課長	大塚和美
住宅課長	加茂浩史
企業経営課長	堀江克実

令和2年第6回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

令和2年9月10日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第62号 栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第63号 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第66号 令和元年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

日程第4 議案第67号 令和元年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

日程第5 議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（永田武志君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（永田武志君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（永田武志君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第62号 栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） 改めまして、おはようございます。本日も委員会並びにこの後の決算特別委員会分科会、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第62号 栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は24ページ、議案説明書は46ページでございます。

初めに、議案説明書の46ページをお開きください。まず、提案理由でございますが、都市公園法または栃木市公園条例の規定に基づく許可行為と栃木市公園条例に規定する禁止行為の整合を図るとともに、有料公園施設として定めている運動施設の一部を廃止したいため、栃木市公園条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要でございますが、1、禁止行為の例外規定を設けること、第5条関係。2、岩舟総合運動公園に係る有料公園施設のうち、野球場、陸上競技場及びサッカー場を削ることです。参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、48ページ、49ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、改正案であります49ページを御覧ください。第5条でございますが、都市公園法または栃木市公園条例の規定に基づく許可行為と栃木市公園条例に規定する禁止行為の整合を図るために、例外規定であり

ます「ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項、若しくは第3項の規定に係るものについては、この限りではない」の一文を加えております。

次に、別表第1でございますが、有料公園施設として定めている運動施設のうち、野球場、陸上競技場及びサッカー場を廃止するため、右の欄にあります有料公園施設名から削っております。

なお、例外規定を設ける理由でございますが、一般質問や大綱質疑でご答弁いたしましたとおり、昨年度より民設による運動施設の設置が行われるなど社会情勢の変化により、特に広告物、看板等の設置等に係る相談案件につきまして、内容的にも多様化、複雑化するなど判断が難しい案件が増えてきていますことから、慣例法令との整合を図るとともに、取扱いを明確にする必要があるものと判断し、例外規定、ただし書を設けるものでございます。

また、有料公園施設として定めている運動施設の一部を廃止する理由でございますが、岩舟総合運動公園内では民設民営のサッカースタジアムが建設されていることに伴いまして、条例で定めております有料公園施設の運動施設の一部につきまして利用ができなくなりますことから、有料公園の廃止に併せまして別表第1の表から削るものでございます。

続きまして、議案書の24ページをお開きください。こちらは栃木市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するというものでございます。

続きまして、25ページをお開きください。こちらは栃木市公園条例の一部を次のように改正するというものでありますが、改正内容につきましては先ほどの議案説明書の新旧対照表の内容でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

最後に、附則についてであります。速やかに条例改正の施行を行う必要がありますことから、公布の日から施行するというものであります。

以上で栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わります。

ただいまから質疑に入ります。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） よろしく申し上げます。この条例の改正が何で、何でという言い方はないのですけれども、今なのか、いろんな形で現行いろいろ説明もあったというか、今までこういう形でやるということで、我々議員全部にはちょっとあれかしれないですけれども、また地元もあその回りぐらゐの説明でやって、今になって条例というか、もっと早く3月議会ぐらゐにやるのが普通だったのではないですか。そこら辺はどうお考えかお聞かせください。

○委員長（永田武志君） 芳野課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） この民設民営のサッカースタジアムの建設が明確になりましたのが、本市と株式会社日本理化学工業所で覚書を締結いたしました令和2年3月23日でありまして、その後、

設置の許可申請ということになります。その後、条例改正を行うに当たり、改正の内容などについて議会の答弁でもご説明したとおり、栃木県と調整の時間を要しまして、その後、付議するいろいろな部長会議なり例規審査委員会なり、そういう手続を踏んでやりますので、今回、この6月の議会に付議するのスケジュールには間に合わず、9月の議会での付議となってしまったものであります。

以上です。

○委員長（永田武志君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） この覚書も3月ですか、そういう形でやって、その覚書するにもいろいろ説明があったというか、我々が納得、我々というか私だけかもしれないのですが、なかなか納得できるような説明ではなかったと思うような気がします。

それと、栃木シティフットボールクラブは営利団体ですよね。そこら辺の整合性もどんなふうを考えているかお聞かせください。

○委員長（永田武志君） 澁江部長。

○建設部長（澁江和弘君） ただいまのご質問でございますが、確かに3月23日に覚書の締結をし、庁内の合意形成を図ったところです。その前には、議員研究会等で所管する部分、また総合政策部のほうと連携しながら多分報告は行っていたと思います。議員さんにも逐次ご報告をしながら、令和2年1月13日の市民向けの説明会を岩舟の文化会館で開催するなど情報提供はしていきました。ただし、そういう中で、この案件についての全体的な栃木市にとってのどのような公共性、公益性があるかというのは、様々な角度から判断させてもらいまして、岩舟地域にとっても決してマイナスではなく、プラスになるだろうと。また、栃木市にとってもプラスになると。

一つを言えば、大平にあります大平運動公園で、一つの事例としましてはエイジェックが人工芝ですか、そういうものを造っていただきまして、大変あれが公園の利便性、スポーツの振興につながっております。今回の岩舟総合運動公園のこの施設が、どのような波及効果があるかはこれからでございますが、相当な利便性で公益性があり、岩舟の活性化につながるというふうに考えております。

また、営利団体がどうかということではなく、あくまでそこで何をやるかということで、我々はこの日本理化工業が行いますサッカースタジアムが、本市にとって有意義なものであるというふうに判断させてもらいまして、このような手続を行っているところでございます。

以上です。

○委員長（永田武志君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 確かにスタジアム、写真で見るとは、現物見ていないから分からないのですが、立派なものができるのではないかなとは思いますが、ですが、実際、シティクラブも年間18試合ぐらいのあれですか、ホームで8試合、多分半分ぐらいだと思うのですが、それで地域的

に影響があるかという、それはそれとして悪いことではないので、いいことだと思うのですが、ですが中へいろいろ出店ではないけれども、営利的なものでやるのですから、市の今の財政としては全額とかそういうことでもなく、その間の半額とかなんかではないですが、1年間でもやっぱり何億円ですか、何千万、2,000万円ぐらいですか、固定資産と地代を集めると。10年やると2億円です。2億円から2億円先になると思うのです。

そのものを作って、そこで出店、いろんな形でやらないとシティさんもやっていけなくなってしまうでしょうから、そういう面から考えて1回に、この条例を外して全額ですか、免除ということはちょっと市民の目線というか、整合性からいくと、ほかのいろんな小学生や何かでグラウンドを借りてやっても、親が払っているのしょうけれども、親が負担をされていて、そこだけ外すというのもいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（永田武志君） 澁江部長。

○建設部長（澁江和弘君） 今回のサッカースタジアムにつきましては、民設民営ということで建設並びに管理運営、特に建設につきましてはおおよそ14億円程度かかっているような話を聞いております。栃木市にとって大変財政が厳しい中で、このようなすばらしい施設を造ることは、確かに今現在、今後もなかなかできないかと思われまます。その中では、この施設ができることは栃木市にとっては大変利があると。その中で税のほうの免除というところや使用料の免除というものが、今回は我々市のほうも、これはプラスになるだろうという判断の中で、そういうような動きをしているわけです。

先ほど試合が十何試合しかないという話がございましたが、試合もあります、それ以外にここで行われますいろいろな市民との連携、今までもお話ししておりますけれども、スポーツ教室または選手との交流、または見るという、市民の方々に試合を見てもらい、または使ってもらう。当然使うことも可能ですので、そういうような試合だけに限らず、大きな利用がされると。今後、そういう事業計画がこれから我々にも示されながら、それについての議論は当然ながらもっともっと開放すべきだということも、また我々もその中には加わりますので、議員がご心配のような決してあまり使われないというのではなくて、相当市民の方に一緒になって活用してもらいたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） あと、それを市民が利用するには、みんなただですか。

○委員長（永田武志君） 芳野課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） 現在、使用料につきましては、市側と日本理化工業のほうで協議を行っているところでありますので、分かり次第ご説明したいと思っております。

以上です。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 反対の立場で討論させていただきます。

今、聞いている話だと、活性化のためにいろんな形で役に立つというのは私にも分かりますが、現状の市の情勢から考えて、あとは一般市民がほかの運動場とか使っている整合性から見ても、これをゼロでやるということに対しては、私は反対をしたいと思います。

以上です。

○委員長（永田武志君） ほかに討論ございますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 賛成の立場から討論させていただきます。

私もスポーツをやらせていただくのですけれども、サッカースタジアムができるということになりますと、サッカーのスキルアップがあって、市のサッカーの技術力が高くなるなと思うので、やはりそういった面で、あともう一つは市のほうの財政負担を見ますと、民営、官民の一体化というのは、今後どしどしやるべきだと思いますので、今後、そのような方向性で進めていただければと思いますので、私は賛成の立場から発言させていただきました。

以上です。

○委員長（永田武志君） ほかに討論ございますか。

大谷委員。

○委員（大谷好一君） 賛成の立場で討論させていただきます。

地元岩舟はもとより、栃木市の発展に寄与するものと考えますので、賛成いたします。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 私も賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

やはり将来性ということを見ると、非常にスポーツのまちというか、明るいイメージが生まれ、そしてまた公益性もあるということで、確かにこの条例を出すタイミングが前後したということについては反省すべき点はあるかと思うのですけれども、やはり将来性、そしてまたそういった公益性、いろいろな点から考えたときには、やっぱり利点のほうが多いかなというふうに思いますので、賛成の意見を述べさせていただきます。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第62号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	森戸雅孝	大谷好一	福富善明	大阿久岩人	小堀良江
	反 対	茂呂健市				

○委員長（永田武志君） 起立多数であります。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第2、議案第63号 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） ただいまご上程いただきました議案第63号 栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は26ページ、議案説明書は50ページでございます。初めに、議案説明書の50ページをお開きください。まず、提案理由でございますが、栃木市公園条例において有料公園施設として定めている運動施設の一部を廃止したいため、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1、岩舟総合運動公園の野球場、陸上競技場及びサッカー場を削ること、別表第1関係。2、岩舟総合運動公園の野球場、陸上競技場及びサッカー場に係る使用料の規定を削ることとあります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、52ページ、53ページをお開きください。条文の新旧対照表でございますが、改正案であります53ページを御覧ください。まず、別表第1の区分の欄でございますが、岩舟運動公園におきまして有料公園施設として定めている運動施設のうち、今回廃止をいたします野球場、陸上競技場及びサッカー場を削っております。

次に、別表第2の区分の欄及び使用料の欄でございますが、別表第1と同様に今回廃止をいたします野球場、陸上競技場及びサッカー場の規定を削っております。

次に、備考の欄でございますが、こちらも今回、廃止をいたします野球場、陸上競技場及びサッカー場を削っております。

なお、有料公園施設として定めている運動施設の一部を廃止する理由でございますが、先ほど議

案第62号でご説明いたしました内容と同様でございますので、省略させていただきます。

続きまして、議案書の26ページをお開きください。こちらは栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものでございます。

続きまして、27ページをお開きください。こちらは栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を次のように改正するというものでありますが、改正の内容につきましては先ほどの議案説明書の新旧対照表の内容でご説明させていただいておりますことから、省略させていただきます。

最後に附則であります。速やかに条例改正の施行を行う必要がありますことから、公布の日から施行するというものであります。

以上で栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（永田武志君） ありがとうございます。以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） これの周知というのはどんなふうで、結局市民全体に周知しなくてはいけない、そういうことはないのかな、そこらをお聞きします。

○委員長（永田武志君） 芳野課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） 公布の日からホームページ等に載せようと考えております。

○委員長（永田武志君） 茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 結局、今まであそこを使っていたチームや何かがあると思うのですけれども、そこまではお知らせが行き届いていないと思うのですが、それに対して、では今言ったような形で周知するという形でよろしいのですか。

○委員長（永田武志君） 芳野課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） 4月以降、以前からそういうふうなチームからの問合せについては、丁寧な代替施設等を紹介するなど、今までずっとそういうふうな対応をしておりますので、今のところ苦情等はございません。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

茂呂委員。

○委員（茂呂健市君） 先ほど議案第62号ですか、それで言ったような形のことで、議案第63号も賛成できないということで、よろしく願います。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

福富委員。

- 委員（福富善明君） この金額については、市が目標とする官民一体のものをこれからやるということですので、そういう立場から内容を改めて、やはり官民一体の公園施設を造り上げていくということは、これから大切なことであると思います。そういったことを市民に理解していただき、スポーツのまちづくり、栃木市をつくっていただければと思います。

以上です。

- 委員長（永田武志君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって討論を終了させていただきます。

ただいまから議案第63号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	森戸雅孝	大谷好一	福富善明	大阿久岩人	小堀良江
	反 対	茂呂健市				

- 委員長（永田武志君） 起立多数であります。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長（永田武志君） 次に、日程第3、議案第66号 令和元年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

堀江企業経営課長。

- 企業経営課長（堀江克実君） おはようございます。よろしく願いいたします。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第66号 令和元年度栃木市水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。

議案書は33ページ、議案説明書は62、63ページであります。初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の62ページをお開きください。提案理由ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は、条例または議会の議決により行わなければならないことから、令和元年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金を資本金へ組み入れること及び減債積立金に積み立てることについて議会の議決をいただきたいというものであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、令和元年度栃木市水道事業剰余金処分計算書でご説明いたしますので、63ページを御覧ください。表の一番右の欄の1行目になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は9億5,021万2,809円ですが、このうち6億5,000万円を資本金に組み入れ、残りの3億21万2,809円を減債積立金に積立たいしまして全額処分したいというものであります。

続きまして、議案書の33ページをお開きください。令和元年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金9億5,021万2,809円をただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり、処分することについて地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ございませんか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ご説明ありがとうございます。それで、今、決算書のPLのほうを見ながら、これちょっと照らし合わせながら見ていたのですけれども、当年度の純利益というのがちょうど3億円ということで、それがそっくり減災積立てに回るといような意味合いでいいのか。

それと、あと今回、資本金に組み入れる6億5,000万円につきましては、これは今までの累積の利益剰余金、いわゆる未処分の利益剰余金の積立てといような意味合いでよろしいのか、その確認をさせてください。

○委員長（永田武志君） 答弁願います。

堀江課長。

○企業経営課長（堀江克実君） 純利益のほうは減債積立金に充てまして、残りの6億5,000万円を資本金に移すというものでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 要するに聞いたかったのは、この6億5,000万円がPL見ると、当年度の純利益というのは3億円何がしということで、それがそっくり減災のほうに回るとい、何かそれは理解できたのですけれども、この6億5,000万円を資本金に組み入れる、利益剰余金を処分して利益資本金に組み入れる、この6億5,000万円は、どこから出てきた数字なのかなという、だから要するに今までの未処分利益を積み立てたやつが、それを今回、資本金のほうに組み入れるとい意味合いで捉えてよろしいのかという確認なのです。

○委員長（永田武志君） 答弁願います。

堀江課長。

○企業経営課長（堀江克実君） そうです。令和元年度に出ましたものを組み入れるということでご

ございます。今までの積上げということになります。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第66号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 続きまして、日程第4、議案第67号 令和元年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

堀江課長。

○企業経営課長（堀江克実君） ただいまご上程をいただきました議案第67号 令和元年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。

議案書は34ページ、議案説明書は64、65ページであります。初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の64ページをお開きください。提案理由ですが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、事業年度に生じた利益の処分は、条例または議会の議決により行わなければならないことから、令和元年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金を資本金へ組み入れること及び減債積立金に積み立てることにつきまして、議会の議決をいただきたいというものであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、処分内容につきまして、令和元年度栃木市下水道事業剰余金処分計算書でご説明いたしますので、65ページを御覧ください。表の一番右の欄の1行目になりますが、未処分利益剰余金の当年度末残高は5億5,898万9,394円ですが、このうち2億3,035万1,432円を資本金に組み入れ、残りの3億2,863万7,962円を減債積立金に積立たいしまして、全額処分したいというものであります。

続きまして、議案書の34ページをお開きください。令和元年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金5億5,898万9,394円をただいま議案説明書でご説明いたしましたとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（永田武志君） ありがとうございます。以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第57号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） それでは、引き続き日程第5、議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいで結構でございます。

河田道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） ただいま上程いただきました議案第57号 令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）のうち所管関係部分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、52、53ページをお開きください。8款2項3目道路新設改良費について説明いたします。補正額は3,352万9,000円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市道各号線道路改良事業費につきましては、菌部町4丁目地内ほかの市道1032号線におい

て、太平山観光会から要望である大型バスの交互通行が困難な箇所を解消するため、工事請負費を増額するものであります。

次の市道1066号線道路改良事業費（藤岡富吉1区）につきましては、改良工事が完了している箇所について近隣地権者から供用の要望が多く、暫定供用することに伴い、関係機関との協議に必要な資料作成のため、委託料を増額するものであります。

次の今泉泉川線道路整備事業費（栃木・今泉町1・2丁目・日ノ出町）につきましては、来年度早々に工事を予定している事業用地について、以前より交渉が難航していた地権者に同意が得られたため、土地購入費を増額するものであります。

次の市道61268・61262・61251号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、用地取得が完了した区間を早期に市道として供用するため、工事請負費及び物件等移転補償費を増額するものであります。

次の市道33074号線（藤岡駅前広場）道路改良事業費（藤岡内町）につきましては、藤岡駅前広場の事業用地について、関係地権者の同意が得られたことから、早期に工事着手を図るため、委託料を増額するものであります。

次のページをお開きください。3項2目河川改良費について説明いたします。補正額は3,090万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。河川排水路整備事業費につきましては、令和元年東日本台風により被害があった片柳町3丁目地内及び小平町地内の護岸を整備するため、工事請負費を増額するものであります。

次の雨水・浸水対策事業費につきましては、令和元年東日本台風の出水により、市街地が甚大な被害を受けたことから、巴波川及び永野川における浸水被害対策の検討を要するため、委託料を増額するものであります。なお、全体事業費は5,300万円ではありますが、業務委託期間が翌年度以降にわたるため、令和3年度に債務負担行為を設定しております。

次のページをお開きください。4項4目公園費の補正額は346万9,000円の増額であります。職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことに伴う給料、職員手当を増額するものであります。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 引き続きよろしく願いいたします。次の5目まちづくり事業費につきましてご説明します。

補正額は1,005万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。まちなか土地利用計画推進事業費につきましては、蔵の街大通りを中心とした中心市街地の官民連携によるまちづくりを推進するため、官民連携まちなか再生推進支援業務の委託料を増額するものであります。

次のページをお開きください。5項1目住宅管理費について説明いたします。補正額は195万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。市営住宅共通管理費につきましては、大宮市営

住宅の進入路の一部として昭和35年から借用している土地を購入するため、公有財産購入費を増額するものであります。

次の定住促進支援事業費につきましては、移住定住促進のための既存の補助金に、新生活様式を踏まえた働き方の新しいスタイルにおける新たな加算金を増額するものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明いたします。22、23ページをお開きください。15款2項4目1節道路橋りょう費補助金につきましては2,282万2,000円の減額でありまして、右の説明欄を御覧ください。社会資本総合交付金（拠点間の連携・交流を支えるとちぎの道づくり）につきましては、同交付金の配分決定額に合わせ減額するものであります。

次の2節都市計画補助金につきましては1,000万円の増額でありまして、右の説明欄を御覧ください。官民連携都市再生推進事業費補助金につきましては、官民連携まちなか再生推進事業に対する国庫補助金を増額するものであります。

続きまして、債務負担行為の所管関係部分について説明いたします。81ページをお開きください。下から5行目、巴波川浸水対策検討業務委託、次の永野川内水対策検討業務委託につきましては、期間が翌令和3年度にわたるため、新たに追加するものであります。2つの債務負担行為の設定につきましては、雨水・浸水対策事業費の歳出補正予算と関連するものであります。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（永田武志君） ありがとうございます。以上で当局の説明は終了いたしました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はございませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 53ページを開いていただいて、藤岡駅前広場なのですけども、この物件についてはなかなか反対者がいて進まない状況でありましたけれども、測量業務委託というのはどのような測量業務をやられるのか内容をお知らせください。

○委員長（永田武志君） 河田課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 測量業務委託につきましては、路線測量、中心線、縦横断と、あと用地測量の境界の確認のための測量を予定しております。

以上です。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 藤岡町駅前は市の土地なのですけれども、その取付け道路というか、駅前の進入路に関しては県のほうの道路になっているのですけれども、県のほうと市のほうの打合せというのはどのようになっていますか。

○委員長（永田武志君） 河田課長。

○道路河川整備課長（河田正雄君） 委員ご指摘のように、県道の改良も含めて計画をされております。今回につきましては暫定整備なものですから、県道につきましては現状のままとなりますけれども、それにつきましても協議を重ねておりますので、新たに確定測量とか出た場合に、再度また調整させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） この物件については、旧藤岡地区でも期待されている場所なものですから、県及び市のほうで連携を取って、速やかに施工されるようお願いいたします。要望です。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第57号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（永田武志君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前 9時47分）